

区分	☐ 新規 ■ 再提案（R1・8・22 第145回総会；長野市ほか12市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	総務省、環境省、財務省
	■ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	25 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。 また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	- 安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 - 廃棄物処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 - 建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 - 最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。 - また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。		

	平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。
現況及び課題等	【長野市・長野広域連合】 - 長野市では、長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している。（平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和元年度当初内示額は要望額の100.0%） - 長野広域連合では、ごみ焼却施設2施設（長野市、千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）の整備を進めている。 平成31年2月に竣工した長野市にあるごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。 平成25年3月によりやうく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。 - 現在、長野広域連合管内で稼働中のごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。 - 事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 - 最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 - 新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。 【上田地域広域連合】 - 上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。 - 上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。

- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び当市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、令和2年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向けて事業を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画で、平成30年度から施設本体建設工事が本格化しているため、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。
- ・新施設の稼働後には既存施設の解体工事を予定しているが、これに要する多額の工事費を全て一般財源で賄わなければならないことから、財源の確保が大きな課題となっている。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。
- ・根幹であるごみ焼却施設は令和11年度（2029年度）を目標に新焼却施設への移行に向けて新たな建設計画を策定することとなる。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の

解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・現在、リサイクルセンター整備に着手し、実情に合わせ諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備に着手した。施設整備後は、現存の処理施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないことから最終処分場の整備についても課題となっている。平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成31年度、最終処分場は平成32年度とされているが、リサイクルセンターについては2021年度稼働目標とし、最終処分場の整備についても事業の遅れが生じている状況にある。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に建設した「ごみ焼却施設（上伊那クリーンセンター）」は、新たな施設用地において平成31年3月29日に竣工し、現在、順調に稼働している。
- ・旧施設（2施設）は、速やかに解体撤去する必要がある、土壌調査及び解体撤去の準備を進めている。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還とあわせて、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。そのため、解体撤去工事についても交付対象事業とすることを要望する。

	【穂高広域施設組合】 ・穂高広域施設組合では、令和3年3月の稼働を目指し、建設における詳細設計等を進めているところであるが、これから工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。 ・新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の全ての解体工事費について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。 【北アルプス広域連合】 ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。 ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和2年度からリサイクル施設の建設を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱